

新潟市における犯罪被害者等支援施策一覧

No.	施策名	条例における位置づけ		概要	計画（素案）掲載ページ	計画（素案）への反映	担当所属
1	犯罪被害者等支援総合窓口	第13条 相談及び情報の提供等		相談者の状況に応じた各種支援制度の案内や、関係機関・団体に関する情報を提供。	P8「1.相談及び情報の提供」 (1)犯罪被害者等総合支援窓口の設置	○	市民生活課安心・安全推進室
2	自助グループ活動の支援	第13条 相談及び情報の提供等	第23条 民間支援団体に対する支援	交通事故被害者等の自助グループ活動を支援、年6回開催 業務委託先：（公社）にいがた被害者支援センター	P19「11.民間支援団体に対する支援」 自助グループ活動の支援	○	市民生活課安心・安全推進室
3	市民相談	第13条 相談及び情報の提供等		離婚・相続等の相談	P8「1.相談及び情報の提供」 (2)犯罪等に起因する各種相談（ア）	○	広聴相談課市民相談室
4	専門相談	第13条 相談及び情報の提供等		弁護士・司法書士・公証人・行政書士等への相談	P8「1.相談及び情報の提供」 (2)犯罪等に起因する各種相談（ア）	○	広聴相談課市民相談室
5	児童虐待の相談	第13条 相談及び情報の提供等		児童虐待の通告や相談	P8「1.相談及び情報の提供」 (2)犯罪等に起因する各種相談（イ）	○	健康福祉課、児童相談所
6	子どもに関する相談	第13条 相談及び情報の提供等		児童の様々な相談への専門的対応、里親に関する相談・支援	P8「1.相談及び情報の提供」 (2)犯罪等に起因する各種相談（イ）	○	児童相談所
7	DV相談	第13条 相談及び情報の提供等		配偶者やパートナーなど親密な関係にある人からの暴力被害についての相談 ※配偶者暴力相談支援センター	P8「1.相談及び情報の提供」 (2)犯罪等に起因する各種相談（ウ）	○	男女共同参画課
8	女性相談	第13条 相談及び情報の提供等		夫婦や家族間の問題や配偶者などからの暴力被害についての相談	P9「1.相談及び情報の提供」 (2)犯罪等に起因する各種相談（エ）	○	健康福祉課
9	福祉に関する総合的な相談	第13条 相談及び情報の提供等		高齢者福祉、児童福祉、障がい福祉に関する相談、生活保護、生活困窮者支援	P9「1.相談及び情報の提供」 (2)犯罪等に起因する各種相談（オ）	○	健康福祉課
10	こころの健康に関する相談	第13条 相談及び情報の提供等	第14条 心身に受けた被害及び影響からの回復	こころの健康に関する相談（土・日・祝祭日・年末年始を除く） 電話相談：月～金 専用 025-232-5560 午前8時30分～午後5時00分 来所相談：月～金 予約制 精神保健福祉士等による相談 午前9時00分～午後4時30分 メール相談：相談専用フォームにて受付（24時間受付可、返信は平日のみ）	P9「1.相談及び情報の提供」 (2)犯罪等に起因する各種相談（カ）	○	こころの健康センター
11	消費生活相談	第13条 相談及び情報の提供等		悪質商法や振り込み詐欺等を含む、消費生活全般の相談	P9「1.相談及び情報の提供」 (2)犯罪等に起因する各種相談（キ）	○	市民生活課消費生活センター
12	学校における被害者支援相談	第13条 相談及び情報の提供等		被害者の状況に応じた相談制度の案内（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談センター等）	P9「1.相談及び情報の提供」 (3)犯罪等に起因する各種相談（ク）	○	学校支援課
13	障害基礎年金	第14条 心身に受けた被害及び影響からの回復	第19条 経済的負担の軽減	初診日の前々月までの加入期間のうち、保険料納付済期間および免除期間が2/3以上ある人が65歳までに一定の障がいの状態になったときに支給。 また、20歳前から障がいのある人にも、一定の障がいの状態であれば20歳になったときから支給。※詳細についての問合せ先は年金事務所	P10「2.心身に受けた被害及び影響からの回復」 (2)障がいのある方への年金等の支給（ア）	○	保険年金課
14	特別障害給付金	第14条 心身に受けた被害及び影響からの回復	第19条 経済的負担の軽減	国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受けられなかった障がいのある方に、福祉的措置として給付金を支給。支給は請求の翌月から。 ※詳細についての問合せ先は年金事務所	P10「2.心身に受けた被害及び影響からの回復」 (2)障がいのある方への年金等の支給（イ）	○	保険年金課
15	身体障がい者手帳 ・精神障がい者保健福祉手帳	第14条 心身に受けた被害及び影響からの回復		障がい者手帳を所持している方へ障がい福祉サービスや援助を提供。	P10「2.心身に受けた被害及び影響からの回復」 (3)身体障がい者手帳・・・	○	障がい福祉課
16	特別障がい者手当	第14条 心身に受けた被害及び影響からの回復	第19条 経済的負担の軽減	20歳以上で、重度の障がい【身体・知的・精神】により、日常生活を送るうえで常時特別の介護を必要とする在宅の方へ支給（所得制限あり）。	P10「2.心身に受けた被害及び影響からの回復」 (4)障がいのある方への手当の支給（ア）	○	障がい福祉課
17	障がい児福祉手当	第14条 心身に受けた被害及び影響からの回復	第19条 経済的負担の軽減	児童に対して、その障がいによって生じる特別の負担を軽減するために支給。	P10「2.心身に受けた被害及び影響からの回復」 (4)障がいのある方への手当の支給（イ）	○	障がい福祉課
18	特別児童扶養手当	第14条 心身に受けた被害及び影響からの回復	第19条 経済的負担の軽減	心身の重度または中度の障がい（身体、知的、精神）のある20歳未満の児童を養育している保護者に手当を支給。	P11「2.心身に受けた被害及び影響からの回復」 (4)障がいの方への手当の支給（ウ）	○	障がい福祉課
19	自立支援医療費支給制度（育成医療）	第14条 心身に受けた被害及び影響からの回復	第19条 経済的負担の軽減	18歳未満の児童が、指定されている医療機関で手術等により障がいを軽減するための治療を行う場合、医療費の一部を公費負担。	P11「2.心身に受けた被害及び影響からの回復」 (5)自立支援医療に関する支給（ア）	○	こども家庭課
20	自立支援医療費支給制度（更生医療）	第14条 心身に受けた被害及び影響からの回復	第19条 経済的負担の軽減	18歳以上の身体障がい者手帳の交付を受けている方が、指定されている医療機関で手術等により障がいを軽減するための治療を行う場合、医療費の一部を公費負担。	P11「2.心身に受けた被害及び影響からの回復」 (5)自立支援医療に関する支給（イ）	○	障がい福祉課
21	自立支援医療費支給制度（精神通院医療）	第14条 心身に受けた被害及び影響からの回復	第19条 経済的負担の軽減	精神疾患の外来通院にかかる医療費の自己負担を軽減。	P11「2.心身に受けた被害及び影響からの回復」 (5)自立支援医療に関する支給（ウ）	○	障がい福祉課

No.	施策名	条例における位置づけ		概要	計画（素案）掲載ページ	計画（素案）への反映	担当所属
22	犯罪被害者等助成金	第14条 心身に受けた被害及び影響からの回復	第17条 居住の安定	犯罪被害に伴いかかる費用を助成する。 カウンセリング費用15万円まで、転居費用20万円まで	①カウンセリング費用助成 P.9「2.心身に受けた被害及び影響からの回復」 (1)カウンセリング費用の助成 ②転居費用の助成 P.13「5.居住の安定」 (2)転居費用の助成	○	市民生活課安心・安全推進室
23	一時保育（一時預かり）	第15条 日常生活の支援及び配慮		病気やケガ、冠婚葬祭など、保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった小学校就学前までの乳幼児について、保育施設で一時預かりを実施。	P.11「3.日常生活の支援及び配慮」 (1)一時保育サービスの提供	○	保育課
24	子育て短期支援（ショートステイ）事業	第15条 日常生活の支援及び配慮		保護者が入院などで一時的にお子さんの養育ができないとき、市が委託契約をしている施設でお子さんを預かる。（2か月～3歳未満、宿泊を伴う場合に限る）	P.12「3.日常生活の支援及び配慮」 (3)子育て短期支援（ショートステイ）サービス	○	こども政策課
25	ひとり親家庭等に対する日常生活支援	第15条 日常生活の支援及び配慮		ひとり親家庭の父または母及び寡婦が一時的に介護・保育・家事手伝いなどを必要とする場合に家庭生活支援員を派遣。※事前に登録が必要 【登録申請先】各区健康福祉課 【派遣申込先】新潟市母子福祉連合会 025-243-4380	P.12「3.日常生活の支援及び配慮」 (4)ひとり親家庭等に対する日常生活支援	○	こども家庭課
26	母子生活支援施設	第15条 日常生活の支援及び配慮	第16条 安全の確保	生活上のさまざまな問題により子どもを十分養育できない母子家庭が入所する施設。就労指導・生活指導等を通じて、母子の自立のための支援を行う。	P.12「3.日常生活の支援及び配慮」 (2)母子生活支援施設への入所措置	○	こども家庭課
27	住民基本台帳事務における支援措置	第16条 安全の確保		DV及びストーカー行為等の被害者であり、住民基本台帳事務における支援措置を希望するときは、窓口に支援を申し出て、必要性があると認められた場合、加害者からの所在確認を目的とした、住民票・戸籍の附票の請求を制限する。 (提出書類「住民基本台帳事務における支援措置申出書」) その他必要に応じて関係部署に対し、情報漏洩防止を目的とした、情報共有を行う。	P.12「4.安全の確保」 (1)住民基本台帳事務における支援措置	○	市民生活課
28	税の諸証明の発行制限	第16条 安全の確保		配偶者からの暴力やストーカーによる被害者は、税の諸証明（所得証明など）の発行制限を申請できる。	P.12「4.安全の確保」 (2)税の諸証明の発行制限	○	市民税課
29	国民年金の居所の登録	第16条 安全の確保		配偶者からの暴力やストーカーによる被害者は、基礎年金番号を変更したり、居所として管理してもらうなどの対応を依頼することができる。 窓口：年金事務所 (※DV被害者の居所等の登録手続きは年金事務所になり、区役所では行わない)		×	保険年金課
30	市営住宅の抽選倍率優遇	第17条 居住の安定		被害を被った日から起算して5年を経過していない犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった方及び同居の家族について、市営住宅入居の抽選における、当選確率を2倍とする。 また、配偶者及び生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を理由に、婦人保護施設・母子生活支援施設に入所している、もしくは退所した日から5年を経過していない方や裁判所の保護命令を受けてから5年を経過していない方は、当選確率を3倍とする。	P.13「5.居住の安定」 (1)市営住宅の抽選倍率優遇	○	住環境政策課
31	物件探しの支援	第17条 居住の安定		新潟県では地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅管理者、居住支援を行う団体などから「新潟県居住支援協議会」を設置し、新潟市も加入している。同協議会において、住宅の確保に特に配慮が必要な方の民間賃貸住宅への円滑な入居を推進するため、物件を探し当てるのが困難な場合に関係団体の協力を得て、物件探しを支援。 窓口：新潟県居住支援協議会事務局 所在地：新潟市中央区信濃町3-10（信濃土地株式会社内） 電話番号：025-211-8665	P.13「5.居住の安定」 (3)物件探しの支援	○	住環境政策課
32	生活困窮者への自立相談支援	第18条 雇用の安定		失業・病気・人間関係など様々な理由で困りごとを抱え、経済的に困窮している方に対して、ご本人の状況に応じた支援を行う。生活保護のような現金給付ではなく、自立に向けた人的な支援が中心。相談を受けて、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。 窓口：新潟市パーソナル・サポート・センター 所在地：新潟市中央区新光町6-2 勤労福祉会館1階 電話：025-385-6851 相談受付時間：午前9時30分から午後4時30分（月曜から金曜、祝日・年末年始除く）	P.14「6.雇用の安定」 (1)生活困窮者への自立相談支援	○	福祉総務課保護室
33	高等職業訓練促進給付金	第18条 雇用の安定		母子家庭の母、父子家庭の父が安定した収入を期待できる資格を取得するため、一定の間、育成機関での修業を必要とする場合に、その就業期間の一部において訓練促進給付金と入学時の一部を修了後に助成します。	P.14「6.雇用の安定」 (1)ひとり親家庭の就労に関する給付金の助成(ア)	○	こども家庭課
34	自立支援教育訓練給付金事業	第18条 雇用の安定		母子家庭の母、父子家庭の父が職業能力の向上のため、国が指定する講座等を受講する場合に、その受講経費の一部を助成します。	P.14「6.雇用の安定」 (2)ひとり親家庭の就労に関する給付金の助成(イ)	○	こども家庭課

No.	施策名	条例における位置づけ		概要	計画（素案）掲載ページ	計画（素案）への反映	担当所属
35	ひとり親家庭等就業・自立支援事業	第18条	雇用の安定	ひとり親家庭の父または母の就業・自立を促進するため専門の相談員を配置し、就職相談や養育費の相談などを実施。 新潟県母子寡婦福祉連合会 [新潟ユニゾンプラザ内] 電話025-281-5587	P.14 「6.雇用の安定」 (3)ひとり親家庭等への就業・自立の支援(ア)	○	こども家庭課
36	ひとり親家庭等の自立支援プログラム策定事業	第18条	雇用の安定	ひとり親家庭等の父または母に対して、母子・父子自立支援プログラム策定員が、ひとり一人の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、自立や就労の支援を行います。	P.14 「6.雇用の安定」 (3)ひとり親家庭等への就業・自立の支援(イ)	○	こども家庭課
37	国民健康保険料の障がい者減免	第19条	経済的負担の軽減	国民健康保険加入世帯で障がい者手帳の交付を受けている場合、申請により状況に応じて保険料を減免。	P.15 「7.経済的負担の軽減」 (4)国民健康保険料の減免（ア）	○	保険年金課
38	こども医療費助成	第19条	経済的負担の軽減	0歳～高校3年生の子どもが病気やけがをしたときの入院・通院の医療費の一部を助成。出生届および転入届の際に手続き。		×	こども家庭課
39	ひとり親家庭等医療費助成	第19条	経済的負担の軽減	ひとり親家庭の父または母及び児童等に対して医療費を助成。	P.17 「7.経済的負担の軽減」 (6)子育てに関する経済的支援（ア）	○	こども家庭課
40	児童手当	第19条	経済的負担の軽減	中学3年生までの子どもを養育している方へ、子ども1人につき3歳未満は月額15,000円、3歳以上小学6年生までは月額10,000円（第3子以降は月額15,000円）、中学生は月額10,000円を支給。		×	こども家庭課
41	児童扶養手当	第19条	経済的負担の軽減	両親の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない児童の健やかな成長のため、生活の安定と自立の促進を目的として給付する手当。	P.17 「7.経済的負担の軽減」 (6)子育てに関する経済的支援（イ）	○	こども家庭課
42	国民健康保険料の寡婦・ひとり親減免	第19条	経済的負担の軽減	国民健康保険加入世帯で地方税法上の寡婦・ひとり親に該当する場合、申請により状況に応じて保険料を減免。	P.15 「7.経済的負担の軽減」 (4)国民健康保険料の減免（イ）	○	保険年金課
43	保育料減免	第19条	経済的負担の軽減	世帯の収入がやむを得ない理由により減少し、保育料の納入が困難となった場合等に保育料を減免。	P.17 「7.経済的負担の軽減」 (6)子育てに関する経済的支援（エ）	○	保育課
44	母子父子寡婦福祉資金の貸付	第19条	経済的負担の軽減	子を扶養している母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦（一部所得制限あり）、父母のない20歳未満の人が経済的に自立し安定した生活を送るために必要な資金を貸付。	P.17 「7.経済的負担の軽減」 (6)子育てに関する経済的支援（ウ）	○	こども家庭課
45	遺族基礎年金	第19条	経済的負担の軽減	死亡日の前々月までの加入期間のうち、保険料納付済期間および免除期間が2/3以上ある場合や老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある人が亡くなった場合に、その人に生計を維持されていた子のある配偶者や子（子が18歳に到達した最初の3月31日まで、障がいのある人は20歳になるまで）に支給。 ※詳細についての問合せ先は年金事務所	P.16 「7.経済的負担の軽減」 (6)遺族への年金等の支給（ア）	○	保険年金課
46	寡婦年金	第19条	経済的負担の軽減	国民年金第1号被保険者として、保険料を納付した期間と免除を受けた期間が10年以上ある夫がどの年金も受けずに亡くなった時、妻へ60歳～65歳になるまで支給。 ただし、婚姻期間が10年以上必要。また、死亡一時金と両方受けとることは不可。 ※詳細についての問合せ先は年金事務所	P.16 「7.経済的負担の軽減」 (6)遺族への年金等の支給（イ）	○	保険年金課
47	死亡一時金	第19条	経済的負担の軽減	国民年金第1号被保険者として、保険料を36月以上納めた人が、どの年金も受けずに亡くなった時、故人と一緒に生活していた遺族に支給。 ただし、寡婦年金と両方受けとることは不可。 ※詳細についての問合せ先は年金事務所	P.16 「7.経済的負担の軽減」 (6)遺族への年金等の支給（ウ）	○	保険年金課
48	葬祭費	第19条	経済的負担の軽減	国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者が死亡したときに、申請により、葬儀を行った人に葬祭費として5万円を支給。	P.16 「7.経済的負担の軽減」 (6)遺族への年金等の支給（エ）	○	保険年金課
49	生活保護	第19条	経済的負担の軽減	第18条 雇用の安定	P.18 「7.経済的負担の軽減」 (8)生活保護制度	○	福祉総務課保護室
50	犯罪被害者等見舞金	第19条	経済的負担の軽減	犯罪被害にあわれた方やご遺族に対し見舞金を支給する。 遺族見舞金30万円、重傷病見舞金10万円。	P.15 「7.経済的負担の軽減」 (1)犯罪被害者等見舞金	○	市民生活課安心・安全推進室
51	犯罪被害者等貸付金	第19条	経済的負担の軽減	犯罪被害により資金を必要とする方に対し、無利子で資金を貸し付ける。 50万円まで	P.15 「7.経済的負担の軽減」 (2)犯罪被害者等支援にかかる資金の貸付	○	市民生活課安心・安全推進室
52	新潟県交通災害共済	第19条	経済的負担の軽減	交通事故によるケガの程度に応じて、3万円～150万円の見舞金を支給。 年会費500円/人 事業主体：新潟県市町村総合事務組合		×	市民生活課安心・安全推進室
53	交通遺児等激励事業	第19条	経済的負担の軽減	交通事故により保護者等を亡くし、もしくは重度の後遺障害を負った、中学生以下の子どもを対象に激励金の支給等を実施 事業主体：新潟市交通対策協議会	P.15 「7.経済的負担の軽減」 (3)交通遺児等激励事業	○	市民生活課安心・安全推進室

No.	施策名	条例における位置づけ		概要	計画（素案）掲載ページ	計画（素案）への反映	担当所属
54	就学援助制度	第19条	経済的負担の軽減	経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費などを支給。	P.17「7.経済的負担の軽減」 (7)教育機会の維持に関する支援（ア）	○	学務課
55	新潟市奨学金	第19条	経済的負担の軽減	修学のために経済的な支援が必要な方を対象にした奨学金の貸付。	P.17「7.経済的負担の軽減」 (7)教育機会の維持に関する支援（イ）	○	学務課
56	入学準備金貸付	第19条	経済的負担の軽減	修学が困難な方の保護者または修学に要する費用を負担する方のために高等学校等の入学に際して必要となる費用のための資金の貸付。	P.18「7.経済的負担の軽減」 (7)教育機会の維持に関する支援（ウ）	○	学務課
57	犯罪被害者等支援パネル展	第20条	市民等の理解の増進	第21条 教育活動の推進	犯罪被害者等支援に対する市民の関心及び理解を含め、本市の取組を周知するためにパネル展を実施 ※R4年度は新潟県と共催、会場：内野まちづくりセンター	○	市民生活課安心・安全推進室
58	市民全般へ向けた広報啓発活動	第20条	市民等の理解の増進	広報やホームページ、公式SNSを活用した情報発信のほか、新潟県「犯罪被害者支援を考える月間」（毎年11月）および国の「犯罪被害者週間」（11月25日～12月1日）に併せた啓発活動により、市民の理解促進を図ります。	P.18「8.市民等の理解の増進」 (1)市民全般へ向けた広報啓発活動	○	市民生活課安心・安全推進室
59	事業者に対する啓発活動	第18条	雇用の安定	第20条 市民等の理解の増進	犯罪被害者等が雇用の面で不利な扱いを受けることなく、安定した雇用の継続ができるよう、事業者に向けて、犯罪被害者等支援についてのリーフレットの配布など啓発活動を推進します。	○	市民生活課安心・安全推進室、雇用・新潟暮らし推進課
60	学校における啓発活動	第20条	市民等の理解の増進	第21条 教育活動の推進	中学3年生を主な対象として、犯罪被害者等支援についてのリーフレットの配布や教材の活用などにより、学校における教育活動を推進します。	○	市民生活課安心・安全推進室、学校支援課
61	犯罪被害者等支援にかかる庁内連絡会議	第22条	人材の育成	犯罪被害者等支援施策に関する情報を共有し、犯罪被害者等のニーズに応じた総合的な支援を効果的に推進するため、関係所属長を構成員とする庁内連絡会議を開催するほか、窓口担当職員を対象とした研修を実施。	P.19「10.人材の育成」 庁内関係部署職員に対する研修の実施	○	市民生活課安心・安全推進室